

# 離婚調停の課題と解決策

家事調停 A班 内村、小串、甲斐、鐘江、杉山

杉山12  
杉山14  
杉山18

## 目次

- ▶ 概要
- ▶ 離婚調停手続きの流れ
- ▶ 離婚調停の課題
- ▶ 課題に対する解決策
- ▶ まとめ

### スライド 2

- 杉山12 目次を見てもらったら分かると思いますが、今回私たちは、家事調停の中でも主要な離婚調停について話していきます。的なことを言ったほうがいいのかな？  
杉山 佳蓮, 2019/12/15
- 杉山14 テーマとして伝えたいことの中に終わりじゃなくって始まりだよ、的な話を入れておく？まとめでいきなり出したら、伏線的にそれまでのどこかに入れていたほうがいいのでは？  
杉山 佳蓮, 2019/12/15
- 杉山18 杉山 佳蓮, 2019/12/16

## 離婚調停ってどんなイメージですか？

後ろ向き

家族の始まり

泥沼化しそう

終わり

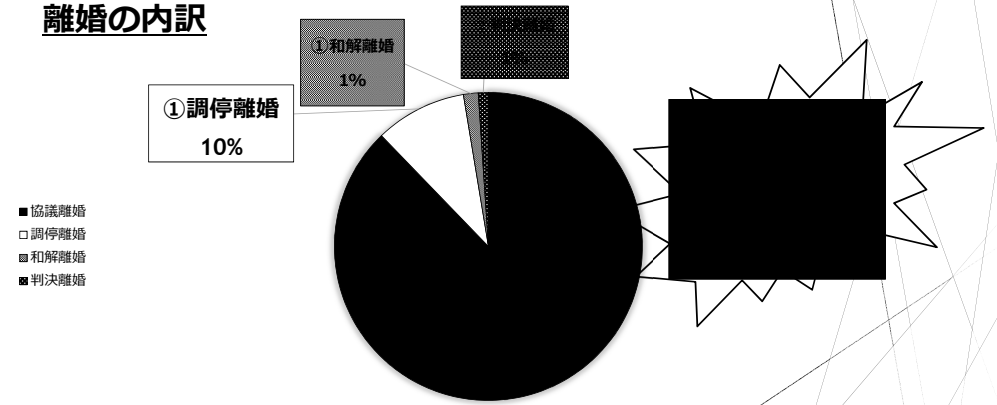
## 離婚で多いのはどちらでしょう??

①当事者の合意による離婚という系列  
(例: 協議離婚, 調停離婚, 和解離婚など)

②裁判による離婚という系列  
(例: 訴訟による判決離婚)

## 概要

### 離婚の内訳



平成27年度人口動態統計中巻4「離婚件数 種類・都道府県(21大都市再掲)別」より

杉山2  
杉山4

## 概要

### 家事調停とは

家庭裁判所によって扱われる、家庭に関する事件についての調停。

調停の成立によって作られた調書は、確定判決と同<sup>杉山15</sup><sub>杉山16</sub>一の効力を有する。(家事268条1項)

### スライド6

- 杉山2 家庭に関することが具体的に何なのかを口頭で言うといいかも、  
杉山 佳蓮, 2019/12/15
- 杉山4 杉山 佳蓮, 2019/12/15
- 杉山15 確定判決又は確定審判と同一の効力をもつ(家事268条1項)のであるから、当事者の合意が、法律による枠組みを逸脱するような不正な内容であってはならず、合理的で妥当な解決を導く必要があるというのを口頭で述べるほうがいいのでは  
杉山 佳蓮, 2019/12/15
- 杉山16 杉山 佳蓮, 2019/12/15

## 概要

### 離婚調停とは

正式には「夫婦関係等調整調停」という。

離婚だけでなく、親権や面会交流など、様々な事柄についても話し合うことができる。

基本的に「別席調停」がとられる。

杉山3

## 概要

### 調停委員会

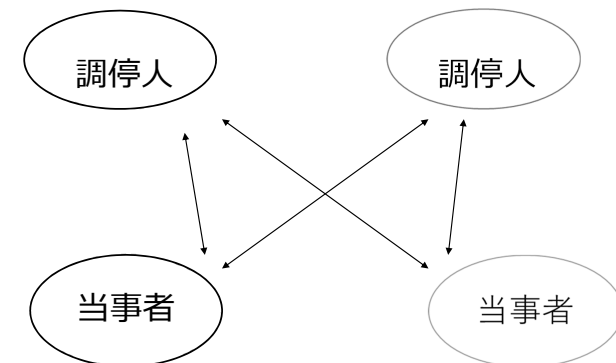
家事事件の調停が申し立てられたら、男女一名ずつの調停人と裁判官一名で構成されることが多い。

調停人→弁護士や公認会計士、公務員、大学教員など職種はさまざま。「無職」が全体の4割で最も多い。

年齢→原則として40歳以上70歳未満とされているが、約7割は60代である。

## 概要

### 「別席調停」(交互面接方式)



## 離婚調停の申立ての趣旨

申立人と相手方は離婚する。

一般調停の中心は離婚を求めることであり、これに付随する申立ては、離婚後に離婚に伴う事柄である。

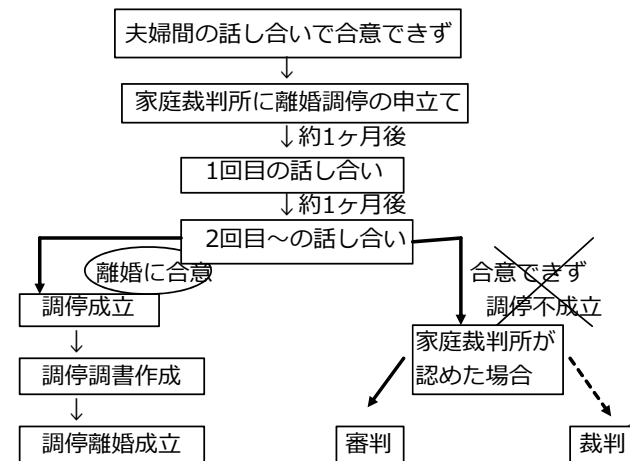
## 離婚調停の付随申立て

- ①親権者の指定
- ②面会交流
- ③養育費
- ④財産分与
- ⑤慰謝料
- ⑥年金分割

未成年子のいない離婚調停→④～⑥のみ

未成年子がいる離婚調停→①については合意が必須

## 離婚調停の流れ



## 離婚調停の手続き

### ○必要な書類

- ・ 申立書3枚（裁判所用、相手方用、申立人用）
- ・ 夫婦の戸籍謄本
- ・ 年金分割の情報通知書

### ○申し立てる裁判所

相手方の住居地の家庭裁判所か、当事者が合意して決めた家庭裁判所

## 親権に関わる事例

- ▶ 離婚前、別居後、双方からの離婚の調停申し立て
- ▶ 非監護親（父・30歳代）VS監護親（母・30歳代）
- ▶ 双方が離婚後に子（小学1年生・幼児期後半の子）の親権者になることを求めた

## 当事者の動き

- ▶ 離婚については双方異論なしだが、親権者の指定に関して折り合いがつかず、膠着状態になった
- ▶ 監護親母は、子供の本音をうまく探ることができずにいた
- ▶ ある日、母は子が父の写真を保管しているのを発見した
- ▶ 子は「お父さんに勉強を教えてもらいたい」と話した
- ▶ 父は話を聞いて感動し、「夫婦が離婚しても子の成長のため父の責任を全うしたい」と述べた
- ▶ 以上のことをきっかけとして、全面的な解決に至った

## 調停運営に関してよかった点

- ①調停委員会は、当事者双方に対して、調停期日までに、親権者の決定に際し、離婚後に子の最善の利益をもたらすような工夫を相談してくるよう提案した
- ②代理人弁護士は、母に助言をした
- ③調停委員は、委員会であらかじめいくつかの選択肢について評議していた

## 解説

①期日前の事前準備について当事者に指示しておくことで、調停をスムーズに進めることが期待できる

②代理人弁護士の母への助言は、本人の心理状態を踏まえたものであった

③調停人は、あくまで解決へ向けて支援をする立場であり、当事者の自己決定を尊重した“解決”をするためには、いろいろな解決ルートを想定しておくのが望ましい

## 課題①別席調停の難しさ

～メリット～

- ・当事者が、相手方を気にせずに本心話せる
- ・相手方に知られたくない事柄を話せる
- ・相手方を傷つけることなく、その欠点を指摘できる

～デメリット～

- ・相手方への非難、中傷ばかりになりがち
- ・自分に有利な事実だけを主張しがち
- ・相手方、または調停委員への不信感や疑心を招きやすい

## 課題②扱う事柄の複雑さに対する調停人の価値判断の限界

「人間」「夫婦」「家族の在り方」といった法にも正解のない複雑な事柄を扱う

考え方や価値観は人それぞれ

事案ごとに様々な問題と解決策が存在し一義的ではない

## 課題②扱う事柄の複雑さに対する調停人の価値判断の限界

調停人の知識は一般的な人と比べてそれほど多いとは言えず価値判断能力は先進性はあるが、それとともに限界がある

→当事者の心に響く説明や説得が難しい

## 課題③暴力がからむ家族の紛争解決の難しさ

DVや児童虐待がからむ場合、当事者同士の感情的対立が激しくなり、円滑な話し合いができない

### 課題③暴力がからむ家族の紛争解決の難しさ

例えば・・・子の面会交流についての紛争  
最近ではDVでも面会交流をできるだけ実施する方針

杉山11  
(背景) : 子が人生を歩むうえでDV加害者の親との折り合いをつける必要性

→DVの被害を受けている配偶者、子供の保護という現実的な課題の存在

### 課題③暴力がからむ家族の紛争解決の難しさ

その他にも・・・

- ・調停人が暴力をやめるよう促すが、効果がどの程度あるのか疑問が残る
- ・父母自身が暴力を問題視しない限り介入が難しい

### 解決策① 同席聴き取りの導入

～メリット～

- ・手続きの公平性や透明性が確保される
- ・手続き自体の効率化も図れる
- ・双方が相手の主張をすべて聞くことができる

～注意すべき点～

- ・双方の了解が取れた場合に行う
- ・どうしても相手の前では言えないことがある場合には別席聴き取りを併用する
- ・はじめに約束事を確認する



## 解決策②法の整備を先行させること

- ▶ 監護や親権に関してあらかじめ法律で定めて一律化する

～メリット～

- ・ 調停人の負担が軽減される
- ・ 欧米などでの先例がある

～注意すべき点～

- ・ 日本独自の家族モデルや子供への影響などのデータを集める必要がある
- ・ 日本に元からある法律に抵触しないようにする

杉山19  
杉山20

## 解決策③DVで別れた家族が面会する時に介入する政府による第三者機関を創設する

- ▶ 今でも手続き代理人を引き受けた弁護士が付き添うことがある。
- ▶ 機関を創設し、付添人を派遣する機関を統一することにより、問題が起こった場合の対処法や知識を蓄積することができる。
- ▶ 弁護士や民間の機関に頼むことによる費用面の問題なども解消できるかもしれない

スライド 26

杉山19 解決策としてのタイトルをうまくつけられてないので改善したい  
杉山 佳蓮, 2019/12/16

杉山20 費用の話は調べてないので知ってる人がいないか聞く  
杉山 佳蓮, 2019/12/16

## まとめ

- ▶ 調停人と当事者が、離婚調停とは、“終わり”について争うものではなく、これからの親と子や夫婦それぞれのあり方を考えていくための“始まり”であることを認識することが重要である
- ▶ 離婚調停は、複雑で難しくはあるが、制度面からの改善の余地はある

## 参考文献

- ▶ 原田綾子,「家族関係の再編成の観点から見た家事調停の現状と課題:未成年の子がいる夫婦の離婚事件の処理に焦点を当てて(特集 専門家による家族介入の現在:家族を外側から支える実践)」,家族社会学研究29巻1号,2017年,49-62頁
- ▶ 稲田龍樹,「子どもをめぐる家事調停」,若林昌子他編,『家事リカレント講座 離婚と子の監護紛争の実務』,日本加除出版株式会社,2019年,105-130頁
- ▶ 小田耕治,「家事調停の実情と在り方」,若林昌子他編,『家事リカレント講座 離婚と子の監護紛争の実情』,日本加除出版株式会社,2019年,105-130頁
- ▶ 稲田龍樹他「離婚調停に臨むには」,若林昌子他編,『家事リカレント講座 離婚と子の監護紛争の実情』,日本加除出版株式会社,2019年,231-287頁